

公立大学法人横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センター

治験手続きの電磁化に係る標準業務手順書 新旧対照表

	旧	新
	制 定：2023 年 3 月 1 日	制 定：令和 5（2023）年 3 月 1 日 最新改定：令和 6（2024）年 2 月 13 日
第 12 条第 2 項	2 前項の <u>廃棄</u> 作業を専門の業者に委託した場合には、当該 <u>廃棄</u> の記録に必要な事項を記載した報告書を当該 <u>廃棄</u> 業者より入手する。	2 前項の <u>破棄</u> 作業を専門の業者に委託した場合には、当該 <u>破棄</u> の記録に必要な事項を記載した報告書を当該業者より入手する。
第 12 条第 3 項	3 第 1 項の <u>廃棄</u> に関する記録及び前項の <u>廃棄</u> に関する報告書については、第 10 条各項に準じた方法にて保存する。 なお、当該記録及び報告書については、作成から 3 年を経過するまで <u>廃棄</u> してはならない。	3 第 1 項の <u>破棄</u> に関する記録及び前項の <u>破棄</u> に関する報告書については、第 10 条各項に準じた方法にて保存する。なお、当該記録及び報告書については、作成から 3 年を経過するまで <u>破棄</u> してはならない。
第 13 条	第 13 条 保存している電磁的記録を他の電磁的記録媒体に変更する場合は、バックアップ時と同様に実施者及び実施日、移行した電磁的ファイル名等を記録する。また、移行した電磁的記録と移行前の電磁的記録のハッシュ値を比較し、両者が同一であることについて確認した記録を作成する。また、移行時にファイル形式も変更した場合は、移行後の見読性が失われていないことを確認し結果を記録する。なお、変更後の記録の保存及びバックアップ、リストア、 <u>廃棄</u> 手順については、第 10 条各項及び第 11 条各項、第 12 条各項に準じて取り扱うこととする。	第 13 条 保存している電磁的記録を他の電磁的記録媒体に変更する場合は、バックアップ時と同様に実施者及び実施日、移行した電磁的ファイル名等を記録する。また、移行した電磁的記録と移行前の電磁的記録のハッシュ値を比較し、両者が同一であることについて確認した記録を作成する。また、移行時にファイル形式も変更した場合は、移行後の見読性が失われていないことを確認し結果を記録する。なお、変更後の記録の保存及びバックアップ、リストア、 <u>破棄</u> 手順については、第 10 条各項及び第 11 条各項、第 12 条各項に準じて取り扱うこととする。
附則	(新設)	<u>附則</u> <u>(施行期日)</u>

		<p><u>1 本手順書は令和6年2月13日から施行する。ただし、施行日の前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、従前の例による。</u></p> <p><u>2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センター治療手続きの電磁化に係る標準業務手順書（令和5（2023）年3月1日制定）は、本手順書の施行日をもって廃止する。</u></p>
--	--	--

以上